

平成18年12月21日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長

あて

磐田市議会議長 馬 淵 源 一

道路整備予算の確保に関する意見書

道路は、地域住民の豊かな生活の実現と活力ある地域づくりのため、また、地方の時代における地域の振興を図る上で最も基本的な社会資本であり、その整備促進には極めて大きな期待が寄せられている。

しかしながら、交通量の増大や慢性的な交通渋滞などにより、交通事故が多発しているとともに、交通環境の悪化を引き起こし、市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしているのが現状である。

真に豊かで活力に満ちた社会を実現するためには、道路整備は必要不可欠であり、長期的観点に立った計画的な整備を進めていく必要がある。しかし、本市における道路整備の状況はいまだ十分ではなく、交通渋滞の解消や地域の活性化のため、幹線道路から生活道路に至るまで、体系的な道路網の整備が住民の等しく熱望する課題となっている。

よって、国におかれては、道路特定財源に関して一般財源化を基本方針とした見直しの議論がされている中、こうした本市の実情を踏まえ、次の事項に特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 計画的かつ着実な道路整備を強力に推進するため、道路整備に必要な予算を確保すること。

- 2 渋滞対策、交通安全対策、沿道環境対策、安全で快適な生活環境づくりを一層推進するため、道路整備に必要な予算を確保すること。
- 3 特定財源の見直しに当たっては、地方の道路整備の実情や意見を十分把握して進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。